

非金属製フレキシブル管継手に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

非金属製フレキシブル管継手に関する事項

改正理由

鋼船規則 D 編 12 章に規定される非金属製フレキシブル管継手の要件は、IACS 統一規則 UR P2 を参照して定めたものであり、可燃性油管及び浸水のおそれのある海水管に使用される管継手には、耐火性能試験が要求されている。これに対し、開放甲板上に設置される管継手においては、炎にさらされる危険性が極めて低いことから、同試験が免除できるのではないかと意見が関連業界から寄せられている。これを受け、本会は、他船級協会の承認実績も考慮した上で現行規定の妥当性について検討し、耐火試験の適用対象に関する規定について見直しを行った。

今般、非金属製フレキシブル管の耐火性能要件に関する規定を改めた。

改正内容

開放甲板上に設置される非金属製フレキシブル管継手については、耐火性能要件を適用しない旨関連規定を改めた。